

出席議員（17名）

1番	森	裕樹	君	2番	加藤	滋	君
4番	平間	幸弘	君	5番	桜場	政行	君
6番	吉田	和夫	君	7番	秋本	好則	君
8番	斎藤	義勝	君	9番	平間	奈緒美	君
10番	佐々木	裕子	君	11番	安部	俊三	君
12番	森	淑子	君	13番	広沢	真	君
14番	有賀	光子	君	15番	舟山	彰	君
16番	白内	恵美子	君	17番	水戸	義裕	君
18番	高橋	たい子	君				

欠席議員（1名）

3番	安藤	義憲	君
----	----	----	---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口	茂	君
副町長	水戸	敏見	君
会計管理者兼 会計課長	伊藤	良昭	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤	秀典	君
まちづくり政策課長	鈴木	仁	君
財政課長	相原	光男	君
税務課長	佐藤	芳	君
町民環境課長	安彦	秀昭	君
健康推進課長	佐藤	浩美	君
福祉課長	平間	清志	君
子ども家庭課長	鈴木	俊昭	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	五十嵐 眞祐美 君
危機管理監	大川原 真一 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	森 浩 君
生涯学習課長	水上 祐治 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議会事務局長	平間 雅博
主 査	佐山 亨

議事日程 (第4号)

平成30年3月8日(木曜日) 午後1時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第44号 柴田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例
- 第 3 議案第45号 柴田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- 第 4 議案第46号 柴田町県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例
- 第 5 議案第47号 柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 6 議案第48号 柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第49号 柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第50号 柴田町介護保険条例の一部を改正する条例

- 第 9 議案第 5 1 号 柴田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第 1 0 議案第 5 2 号 柴田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第 1 1 議案第 5 3 号 柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時00分 開 議

○議長（高橋たい子君） ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告が3番安藤義憲君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において11番安部俊三君、12番森淑子さんを指名いたします。

日程第2 議案第44号 柴田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第2、議案第44号柴田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第44号柴田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

平成29年7月に企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、柴田町における緑地面積率等の規制緩和措置が適用外となりました。このことから、今回適用すべき準則を定めている本条例を廃止するものです。

また、本条例を引用している柴田町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例をあわせて改正するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） それでは、柴田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例の詳細説明を申し上げます。

ただいま提案理由でも申し上げましたが、昨年7月に企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、いわゆる企業立地促進法が改正されました。企業立地促進法が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、いわゆる地域未来投資促進法に名称を変更するとともに、各種優遇措置の対象となる業種を拡大する内容の改正でした。ただし、この改正に伴い、鳥獣保護区の取り扱いについては環境保護の観点から、より厳正な措置をとることになりました。

上位法の改正を受けて、宮城県では宮城県ものづくり基本計画を取りまとめ、宮城県下の全市町村を促進区域と設定して、税制の優遇などを図れる体制を整備、あわせて重点促進区域を定め、この中の工場の緑地を含む環境施設面積の規制を緩和する体制も整備しました。

この基本計画は、平成29年12月22日に国の同意を得られ効力を発することになりましたが、今回の改正により、環境保護の観点から、鳥獣保護区については重点促進区域から除外されることになりました。

改正前の企業立地促進法では、重点促進区域の指定を受けている地域については、市町村が条例を設けることで工場の緑地を含む環境施設面積の規制を緩和することができました。柴田町では、神明堂工業団地が重点促進区域になっていましたので、本来、25%以上の緑地を含む環境施設面積の規制の割合を15%以上と緩和しておりました。

しかし、今回上位法が改正されたことに伴い、鳥獣保護区が重点促進区域から除外されることになり、鳥獣保護区に入る神明堂工業団地については規制緩和が適用外となったことから、本条例の廃止を提案したものです。

なお、神明堂工業団地については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災後に東日本大震災復興特別区域法が公布されたことにより、柴田町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項に基づく準則を定める条例を用いて、同じ率の規制緩和をとり続けられるようになります。

このことから、本条例を廃止しても、現在町内で規制緩和の優遇を受けている工場には影響はありません。

議案9ページをごらんください。

柴田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例は廃止するものです。

次に、附則となります。

第1項の施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行するものです。

第2項の柴田町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正につきましては、今回の条例廃止との整合性を図り、引用箇所を取り除くよう改正するものです。

以上、詳細説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第44号柴田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第45号 柴田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準等を定める条例

○議長（高橋たい子君） 日程第3、議案第45号柴田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第45号柴田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例制定は、平成26年9月に施行された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により平成30年4月1日から指定居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村に移管することに伴い、その指定基準を定めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） それでは、議案第45号柴田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の詳細説明をさせていただきます。

議案書11ページをお開きください。

最初に、資料に基づき条例の概要を説明いたしますので、議案第45号関係資料をごらんください。

条例制定の経緯といたしましては、これまで県で実施しておりました居宅介護支援事業所の指定を医療介護総合確保法で県から町に権限が移譲されました。今後、町が事業所の指定や更新申請を実施することになったため、新たに指定居宅介護支援事業等の人員及び運営に関する基準条例を定めるものです。

2の指定居宅介護支援事業について、町内に指定居宅介護事業所は6事業所となっております。指定居宅介護支援事業所は、常勤のケアマネジャーが1名以上で指定を受けることができる事業所となっております。居宅では、介護保険サービスを利用する際にケアプランが必要となります。このケアプランを作成するのが介護支援専門員で、いわゆるケアマネジャーとなります。

3番の根拠となる法令についてでございます。平成26年度に制定された医療介護総合確保法の第6条において、介護保険法79条の居宅介護支援事業所の指定に関して都道府県、都道府県知事とあるものを、市町村、市町村長との改正がなされました。

4番の条例制定に当たっての考え方ですが、まず、現在の町内の指定居宅介護支援事業所の指定を受けている事業所が事業の継続に問題が生じないよう配慮いたしました。今後、町の指定申請は、有効期間が6年ですので満了に合わせて町に更新申請をすることになります。なお、町内事業所の最初の更新申請をする事業所は、平成31年3月末となっております。

それでは、議案書11ページに戻ってください。

条例の内容について説明いたします。

最初に、これまで県の条例にて指定事業所となっていたことから、基本的には県の条例の内容を変更することなく、町の居宅介護支援事業所の基本条例としたところです。追加条項は、介護保険法の改正に伴う新しい共生型居宅介護支援事業となります。

第3条は、指定申請のできる者を定め、申請できる者を法人と定めます。

12ページをお開きください。

第5条従業員の基準で、規則で常勤の介護支援専門員を1名以上とし、35人を増すごとに1名を必要とすることにしております。

13ページの第13条では、事故発生時の対応で、速やかに市町村長、隣接する市町村長の場合もあります、と利用者の家族に連絡と対策を講じることを定めております。

第14条では、暴力団員等の排除に係る規定を定めています。

第16条では、介護保険法の改正に伴い新たに加えた条項となります。

障がい者サービスと高齢者サービスの提供ができる共生型サービスに合わせて、共生型居宅介護支援と町の基準該当居宅介護支援に事業を実施する場合には、本条例を準用するものと定めています。

附則でございます。「この条例は平成30年4月1日から施行する」です。

以上で詳細説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。第11条の利益收受の禁止等、町はどこまで介入できるものなんですか。これは、違反したら罰則はあるんでしょうか。

それから、第12条の苦情の処理、適切に行われているかどうか、町はどのようなチェックを行うのでしょうか。以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） まず、第11条の利益收受の禁止等については、ケアマネジャーがケアプランを立てる際において、介護保険法に基づく給付以外の供与を受けてはいけないということになります。それについてを禁止する条項というふうな形でご理解ください。

これについては、特に罰則規定は設けておりませんが、この条例の中では罰則規定は設けてはおりません。

それから、第12条苦情処理についてです。これについては、速やかに事故等があった場合に

ついて、事業所からケアマネジャーと家族に連絡が行きますので、ケアマネジャーは、その連絡を受けた際には、さらにその分についての迅速な対応をしてくださいというふうなものになります。事業所の苦情をケアマネジャーが受けたりもしますし、直接訪問介護事業所のほうに苦情を言うんですけども、ケアマネジャーが受けただけには、それについて利用者と家族の方に適切に速やかに対応しなさいということを定めているものです。以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ございますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 定めているんですが、それが行われていなかった場合というのは、どこかチェックは入るんでしょうか。11条のほうも利益収受の禁止となっていますが、実際に行われていた場合は、どのようになるんですか。罰則はないにしても、どういうふうになるのかと、第12条も苦情の処理が本当に適切かどうかは、どこがチェックするんでしょうか。県から町に移譲されていますけれども、どうなっていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） それについては、指定責任者の町が指導するという形になります。

まず、11条についての利益収受のほうについて、そういった情報があった場合については、保険者として聞き取り調査とか、立ち会い等、証拠を確認しながら調査をしていきます。

それから、12条においても、こういった苦情処理については、各施設ごとに介護サービス事業所ごとに対応しなければならいんですけれども、それについては記録が必ず残りますし、それについての対応がしっかりしていない場合には、家族のほうから保険者に対して苦情の対応が悪いということで包括や保険者の町に来ますので、それに基づいてしっかり指導、監督をするという形になります。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑どうぞ。

○16番（白内恵美子君） そうしますと、情報提供や苦情の申し入れ等があった場合は、町の福祉課の職員が対応するということになるんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 直接は職員が担当するわけではありません。必ず事業所が対応するようになります。苦情については、事業所の苦情については事業所に対して苦情を、利用者または家族が申し上げるという形になります。それで改善が求められていない場合については、新たに町のほうに苦情とかが上がってきますので、その際に、再度保険者として調査をして、その対応、それから苦情ですから家族や利用者の言い分がありますね、それから事業所の言い分を聞いて、それが適切な対応だったかどうかの判定は、保険者として第2段階という形で実

施させていただきます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

職員が担当するんですかということを開きたかった。最後。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 申しわけございません。

職員がちゃんと担当いたします。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。17番水戸義裕君。

○17番（水戸義裕君） 今のと似たようなものということにもなるかと思うんですが、第8条の2項、みずから提供する介護支援の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。みずから評価するということで、これを保証する担保みたいなものが何かあるのかということで、今の答弁の中にも、これが影響するのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） まず、ケアプランは毎月、その方に対してアセスメントをして立てるという形になります。その場合において、サービス提供者会議、サービスを提供している事業所と、それからケアマネジャーと、受けている家族をもって話し合いをした上で、適切な介護サービスになっているか協議をした上で、再度立てるという形になりますので、そこにおいて、介護サービスの供給がしっかりしているもの、適切なものかを毎回確認を下さいよというのが、この第2項のことになります。

それについて、先ほどの11条と12条、12条のほうになるかと思いますが、12条のほうについては、さらに家族の方または利用者の方が、そのケアプランで足りないとか、そういうところについてが苦情とか上がってくるかと思うんですが、やはり無駄な介護サービスをするわけにはいきませんので、そういったところの部分としては、ケアマネジャーとして責任を持って利用者または家族の方に説明をするというのが条件になってくるかと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第45号柴田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第46号 柴田町県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第4、議案第46号柴田町県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第46号柴田町県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例制定は、平成29年5月に公布された土地改良法の一部を改正する法律に伴い、県が実施する土地改良事業の施行地域内の農用地において、目的外用途への転用や農地中間管理権の解除を行った場合、市町村においても特別徴収金を徴収することができるとされたことから、その徴収規定を定めるものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） それでは、議案書第15ページをお開きください。

議案第46号柴田町県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の詳細説明を申し上げます。

ただいま提案理由で申し上げたとおり、今回の条例制定は、平成29年5月に公布された土地改良法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、宮城県が実施する土地改良事業の施行地域内の農用地において目的外用途への転用や農地中間管理権の解除を行った場合の特別徴収金を徴収することができるとされたことから、その徴収規定について定めるものです。

概要について説明いたします。

お配りの議案第46号関係資料をごらんください。

1番の経過です。まず現在、農地整備事業、ほ場整備事業でございますが、これを行う場合、その手法は農業競争力強化基盤整備事業により実施しております。今回の法改正により、新たに農地中間管理機構関連農地整備事業が加わりました。この農地中間管理機構関連農地整備事

業の手法では、ほ場整備をする場合、公共性、公益性の観点から次の4つの要件に適合した場合採択されるということでございます。

1つは、農地は農地中間管理機構が借り受けているもので、かつ一定以上の面的なまとまりがあること。2つ目に、農地中間管理機構の借り入れ期間が相当程度あること。3つ目に、農用地の集団化が相当程度図られていること。4つ目に事業後の収益性が相当程度見込まれるということでございます。

従来手法では、農業者（耕作者）の申請・同意が必要であることなど多くの時間や手続を要するほか、応分の費用負担が生じます。

3番の特別徴収金の徴収対象となる事業にありますとおり、新たな手法では、先ほどの4つの要件を満たせば、農業者（耕作者）の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が土地改良事業を実施できるという制度でございます。手続も簡略化されるほか、当初から農家費用負担がないことがうたわれております。

今回、町ではこの条件を満たす葉坂地区においてこの事業に取り組む予定としております。また、この条例でいう特別徴収金とは、補助金返還相当額に該当するものでございます。

2番の根拠法令については、土地改良法等の一部を改正する法律でございます。

3番の特別徴収金の徴収対象となる事業ですが、先ほど概要説明いたしました農地中間管理機構関連農地整備事業が適用されるものでございます。表では、それぞれの負担割合の比較をしたものでございます。従来の事業では、制度上、国は50%、県が27.5%、町が10%で農家負担が12.5%となっております。農地中間管理機構関連農地整備事業の場合、農家負担分の12.5%は国が負担し、農家負担はゼロとなります。

4番目の特別徴収金の徴収対象となる行為についてでございますが、表の左側、従来の制度でございます。特別徴収金の徴収については、現在の農地整備事業においても農用地を目的外用途に供する行為をした場合には、特別徴収金の徴収対象となります。徴収する主体でございますが、こちらのほうは県であり、国と町分を含めて徴収することとなっております。また、適用時期については、期間の開始が事業完了の翌年度、終了が事業完了の翌年度から8年とされております。このことについては、従来から宮城県条例において定められておりました。

今回の法改正で、農地中間管理機構関連農地整備事業が追加され、徴収対象となる行為については、従来の要件に加え農用地に設定された農地中間管理権を解除することも対象行為に追加されるものでございます。また、徴収する主体に新たに町が加わります。適用時期についても、従来の開始時期が事業完了の翌年度からとしていた部分ですが、事業計画の公告日となり、

現在の制度よりも厳しくなるものでございます。終了時期については、従来と同じ扱いです。

5番目でございます。特別徴収金の徴収額の計算例を参考として示したものでございます。

今回の農地中間管理機構関連農地整備事業の手法では、農家負担はなく、事業費は国・県・町の負担になります。農地整備事業区域が100ヘクタールで、事業費が1,000平米当たり200万円かかるとした場合、総事業費は20億円となります。このエリアにAさんが5,000平米の土地を所有し、うち2,000平米を徴収対象の行為となる目的外使用に供したり、管理権の解除をした場合、特別徴収金の額は、この面積を整備する事業費と同額になります。計算では合計400万円なんですが、うち町が40万円、県が国分を含めて360万円Aさんから徴収するという形になります。

関係資料の2枚目につきましては、特別徴収金に関する手続や免除及び徴収の猶予について規則で定めるものでございます。

議案書15ページ、本文にお戻りください。

議案第46号柴田町県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例でございます。

第1条は、この条例の趣旨について、第2条は、用語の意義について、第3条は、特別徴収金の徴収で徴収対象となる行為及び適用される時期について、第4条では、特別徴収金の額について、第5条は、特別徴収金の決定通知について、第6条は、特別徴収金の免除及び猶予について、第7条は、その他必要な事項を規則で定めることについて、それぞれ定めているものでございます。

附則でございます。この条例を公布の日から施行するものでございます。

以上、詳細説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第46号柴田町県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第47号 柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第5、議案第47号柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第47号柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成29年8月に出された国の人事院勧告を踏まえ、職員及び任期つき職員の月例級並びに勤勉手当の引き上げについての改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） それでは、議案第47号柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

提案理由でも申し上げましたとおり、国の人事院勧告、平成29年8月8日に出されております。2点ありまして、1つは民間との公務員給与の格差を是正するという事で、給料表の水準を、631円の差額ですので0.15%引き上げる勧告が1つです。ただし、初任給を1,000円程度引き上げ、経験層、年齢の高いところについては400円という事の引き上げを基本に考えているもので、平均改定率は0.2%となります。

もう1点につきましては、ボーナスを0.1月分引き上げることになります。この引き上げにつきましては、平成29年12月期分の勤勉手当で引き上げることになります。

宮城県におきましても、平成29年9月に県の人事委員会から勧告が出されました。あわせて県議会におきましては、12月14日に県職員の給与等に関する一部を改正する条例が議決されているところです。

このような経緯を受けて、柴田町は国に準拠する形で給与の改定をお願いするものです。新採職員の初任給を1,000円上げ、平均改定率0.2%、平均では柴田町590円の増額を目指します。もう1点、ボーナスにつきましては0.1月分を平成29年12月期で引き上げを行いたいというふうに思います。

それでは、議案書17ページをお開きください。

議案第47号柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例になります。

第1条です。第19条勤勉手当、改正後の欄で説明をしたいと思います。先ほど申しあげました0.1月分、12月期に反映するということですので、これまで6月、12月期それぞれ100分の85という率でしたが、改正後におきましては、12月支給の場合については100分の95に改めるものでございます。

19条第2号ですが、こちら再任用につきましては0.05月分を12月期に引き上げるもので、これまでの100分の40から、12月に支給する場合については100分の45と改めるものです。

18ページをお開きください。

上段の下のほうに別表第1、別記1とあります。こちら20ページになります。

こちらが改正後の行政職給料表になります。

それで、先ほど若年層と新規採用の部分について1,000円ということなんですけれども、この給料表で申し上げますと、2級24号俸に該当するところの職員、おおむね64名ぐらい対象になろうかと思っておりますけれども、こちらが1,000円ということで、あと経験が上がるにつれて400円に近づくということなんです、400円の職員は6割相当に該当しますので、多くは一番低い金額になろうかと思っております。平均で590円ということになります。

それでは、議案書18ページにお戻りください。

第2条になります。これは、第1条で6月期についてはこれまでどおり100分の85、12月期については100分の95と改めましたが、一般行政職員、それから再任用職員それぞれ合わせて6月、12月とも一般職行政職員については100分の90、再任用職員については100分の42.5と改めるものでございます。

第3条です。19ページになります。柴田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正になります。こちらも給与改定に伴って連動してくるものです。第3条で、特定任期付職員の給料表を改めるものでございます。この特定任期付職員とは、高度の専門的知識を有する弁護士、それから大学教授、医師などでございまして、柴田町では該当職員はありません。

第4条です。柴田町少人数学級編制の実施に係る任期付職員の採用等に関する条例の一部改正になります。こちらは、29年9月会議におきまして条例制定をさせていただいたものなんですけれども、その中で、柴田町少人数学級編制に伴う任期付職員については、宮城県の教職員給料表に準ずるということにさせていただいておりました。前段申しあげましたとおり、宮城県の給与改定が行われたことから、あわせて改定を行うもので、別表、別記3というのが26ペ

ージになります。これは左側改正後になりまして、改正前につきましては27ページというふうになります。

それでは28ページをお開きください。

附則になります。この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成30年4月1日から施行します。第1条の規定及び第3条の規定による改正につきましては、平成29年4月1日から適用するというものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋たい子君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。13番広沢真君。

○13番（広沢 真君） 改正のうちの勤勉手当のことについて伺います。

今回の条例変更に出てきている割合、この数字というのは、まず1点は上限額なのか基準額なのか、そのことをまず1点伺いたいと思います。

それから、勤勉手当で条例で定めた後に、今度は規則に定めて運用するというふうに思いますが、今回新たに改正すると出されている数字が、柴田町勤勉手当支給に関する規則の第6条成績率の各号で5段階ありますが、恐らくこれを数字を変える形で規則も変わるんだと思うんですが、どの段階にこの数字が入ってくるのか、そのことを2点目伺いたいと思います。

それで、今回この勤勉手当の変更があった場合に、当然、成績率に差が出てきますから、5段階で基準となる部分よりも低くなる場合もあるというふうに思うんですが、その場合、一般的に、この引き上げと言われている恩恵を受ける職員は、全体のどれぐらいになるのか、3点目、これ伺いたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） 3点いただきました。この率については、基準率ということになります。

規則で5段階ということなんですけれども、人事評価をするに当たって、国の人事委員会で示されている数字を参考にして5段階、柴田町でも定めています。今回、条例をお認めいただければ、速やかに規則の改正も続けて進めていきたいというふうになります。基本的には、5段階評価につきましても、この基準額で定めた総額予算の中での評価割になりますので、予算を超えての、例えば多く削るとか多く上げるということができませんので、全て予算の中で反映をしていきたいというふうに考えているところです。

3点目で、誰が恩恵を受けるんだということなんですけれども、基本的には、全職員がこの対象になりますので、全ての職員が恩恵を受けるということで、あとは恩恵を受けるのは間違

いないんですが、成績率については、その後に出てくる話かなというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） 再質疑、どうぞ。

○13番（広沢 真君） そうすると、成績率のランクの中で、基準額ということは勤務成績が良好な職員、恐らくというか、前回の一般質問で取り上げたときも一番割合が多い職員が入るところ、真ん中ですね。ここにこの数字が入るということでいいのかどうか。そこはまず確認しなくてはならないなと思っていたんですが、それと同時に、去年のときに質問したのは、基準額だとしたら、条例に改正前も載っている100分の85というのが基準額という点で、当然、一番多くの職員が得する号にそこが当てはめられなければならないというふうに思うんですが、前回までの改正前の規則だと、100分の82ということで条例以下の部分になっていたということで、これは修正をしなくてはならないというふうに思うんです。

その部分で、そこが基準としてなるのであれば、勤務成績が良好な職員、ここでいうと3号というんですか、に当てはまるのかどうか伺いたと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） あくまでもこれは基準額ですので、これがストレートに良好という意味ではないんですね。優秀から、あとはちょっと矯正段階まで5段階に国のほうでは分けていますけれども、あくまでもこれは基準額と示されている数字で、これをもって算出した予算の中で5段階を割り振るという形になるんですね。なので、今広沢議員さんがおっしゃったように、規則の数字が少し違うのではないかという疑問が出てくると思うんですけれども、これはあくまでも基準額で、総額を定めるための額であるということで、評価をした上で、改めて規則で定めてそれを反映していくというのが勤勉手当の扱いです。

○議長（高橋たい子君） 広沢真君、再々質疑ありますか。

○13番（広沢 真君） 基準と言うからには、各号の中で、その基準の数字を中心に上乘せしたり減らしたりするというふうに思っているんです。ほかの制度も、例えば社会保障制度なんかを見ても、基準の額を決めて、そこから上下を定めていくわけで、基準だと言うならば、条例上の数字が一番多く職員が属するところに当てはめられるべきだというふうに思うんですね。そこはやはり明言しなくてはだめだと思うんですよ。100分の85、100分の95というのを基準のところが一番多くの職員が受けるところ、それでこそ、今回の恩恵ってあるんだと思うんです。だから、その部分をやはり明言をしてほしいなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

それと、もう一つは、考えを伺いたいんですけれども、要するに、去年規則の変更があつて、

勤勉手当で100分の82というのが一番真ん中のところになったわけですが、1年を待たずに、前回のやつも人事院勧告でこれにしました、今回もまた人事院勧告で変更しました、ちょっと人事院勧告に振り回され過ぎなのではないかなというふうに思うんです。当然、何かの基準を持たなければ判断に困るということがあるというのは、当然、人事を担当されている部署ではあると思います。だけど、余りにも目まぐるしく変わるのと、それから、まず職員に対して説明をする、あるいは理解を得るという努力がやはり必要なのではないかなと思います。

その点で、例えば迷うような勧告が来た場合に、考え方として、やはり職員の待遇を優先して考える。人事院勧告が来たからといって、下げなければならないという勧告が来た場合でも、これは技術的助言ですから履行義務はないわけで、その部分も含めて、やはり町として考え方を持つ必要があるのではないかなというふうに思います。その点で、特に柴田町の場合には労働組合がないですから、意見を言う場というのは、意見は言えるようになっているよと言われればそうなのかもしれませんが、例えば自分の上司に対して、今回私の勤勉手当はどうして減らされたんですかというふうに聞ける職員が、果たしてどれだけいるかと思うんです。その部分も含めて、そうすると、やはり人事管理の場面から、柴田町の見識として、やはり職員の待遇を優先するというような考え方を持つ必要があるというふうに思うんですが、総務課長と、あとの考え方については、町長にもぜひご意見を伺いたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） 繰り返しになりますけれども、あくまでもこれは基準額という算定で全ての予算額を、当然職員数で決まりますので総額が決まります。その中でしか、評価はできません。予算を超えての評価はできないということになっていますので、これを基準に置いているだけであって、これがイコール良好な、中間層が一番良好が多いんですけれども、その職員の数字かという、そういうことではないということは、ご理解をいただかないといけないのかなというふうに思っています。

あと職員の説明という点につきましては、これまでもやってきていますけれども、もう少し説明する必要があるんだろうというふうに思います。今は、ポータルサイトということで、いつでも職員が見られるところに当然掲載をして、職員の目に触れるようなことをしています。当然、評価については6月期と12月期にしか実際には行われませんので、もう今準備をしていますけれども、この条例が終われば次の評価段階については何%になりますよというのは、職員にお知らせをするつもりでおります。職員については、十分理解をいただけていると思っています。

それから、職員優遇を優先すべきだという点については、職員のことを思ってくださいまして大変ありがとうございます。感謝申し上げます。ただ一方では、人事評価をした上で、成績を評価した上で昇格、昇任等も考えろということが定めがありますので、これはやはり引き続きやっていかななくてはいけない。これは前にお話ししたかと思うんですけども、評価は一方的な評価でないですので、課長面談をしながら、まずは自分でつけますけれども「あなたにはこんなところがあったから、私はここはできたと思うよ」「いや、ここの部分については、若干足りなかったよね、次、これ気をつけましょうね」というやりとりをして、面談をした上で評価をしていますので、そういった意味では、職員のほうも理解は深まっていると思います。

この人事評価そのものですが、決して下げることが目的ではないですので、半年の期間で不足があったところをお互いが認め合って、それを上げていくということが本来の人事評価ですので、それが結果的には手当のほうに反映するのではないかという問題は出てきますけれども、本当の趣旨は、そこということですので、人事評価の意味も理解をしていただければと。職員には、人事評価をする際にもご説明をしますし、もうここ16年からですか、始まってきて、平成28年から本格導入してということなので、また確立されたものではありませんけれども、評価するほうも、評価する側も理解をした上で、納得をした上で進んでいるなというふうに感じているところです。

○議長（高橋たい子君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 柴田町は、残念ながら客観的にデータを集めて民間との格差について資料を集めるということができませんので、人事院に基づいて給料を上げたり削減したりをしております。逆に、職員も人事院がきちっと調べたということでの連動した取り扱いのほうが、かえって私は職員は安心しているのではないかなというふうに思っております。人事院が正当に評価して給料を上げるときには、柴田町はきちっと上げておりますので、これが1つ。

それから、やはり新たな柴田町独自の調査をして、それを人事評価に反映させてプラスの方々に手当を多く支給すると、そういうことをやりたいのはやまやまですが、残念ながら、柴田町はそういう財政状況で余裕のある資金は町民のためのほうを優先をさせていただいているので、これはちょっと難しいというふうに思っております。

実際に、柴田町はこのように勢いを増しているのは、職員が一生懸命頑張っていると、これは私も本当に感謝をしていると。少ない人数で多くの仕事をして、町民のために予算を獲得してもらって、サービスを提供していると思っております。

それで、人事評価につきましては、総務課長、教育長、副町長、私と最終的に各課の課長の

査定を踏まえて最終判断をするわけですが、町長としては、マイナス評価はなるべくしたくないというのが実情でございますが、でもルールはルールだと叱られる形で、ルールにのっとって、若干マイナス評価をせざるを得ない職員もいると、それは将来に向かって、やはり直すべきところは直してもらわなければいけないという叱咤激励を込めての評価でございますので、全体としては、職員を大切にしながらのプラス評価にウエートを置いて、人事評価というものを運用させていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第47号柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第48号 柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第6、議案第48号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第48号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成27年5月に公布された持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に伴い、平成30年4月1日から都道府県が市町村と共同で国民健康保険事業を運営することとされたため、制度移行後の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため策定された宮城県国民健康保険運営方針の内容を踏まえ、保険税の算定方式等を改めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（佐藤 芳君） それでは、議案第48号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

議案書29ページをお願いいたします。

柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。

今回の改正内容は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）により、平成30年度から国民健康保険県単位化に伴い、宮城県国民健康保険運営方針による内容を踏まえて、現行課税方式である4方式、所得割、資産割、均等割及び平等割から、県が示す国民健康保険税の標準的な算定方式としている3方式、所得割、均等割及び平等割に変更する等々規定の整備をするものでございます。

主な改正条文につきましては、改正後の欄で説明させていただきます。

第2条課税額につきましては、第1項第1号から、次の30ページの同項第3号において、基礎課税額、後期高齢者支援等課税額及び介護納付金課税額の規定をそれぞれ整備し、新制度において県が市町村ごとに決定する国保事業納付金に係る文言の整備をするものです。

同条第2項から、次の31ページの第3項及び4項において、前述の第1項第1号から第3号の改正により、規定の整備をするものでございます。

第4条から、次のページ、32ページの第7条及び第9条については、現行課税方式4方式から3方式に保険税の算定式を改めるため、国民健康保険の被保険者に係る資産割額、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等の資産割額及び介護納付金課税被保険者に係る資産割額の各条項を削除するものでございます。

附則になります。

第1項は施行期日の規定になります。この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

第2項は適用区分の規定になります。

以上で柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第48号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第49号 柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域
における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正
する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第7、議案第49号柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第49号柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成29年7月に企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴うものです。

主な改正点は、条例の題名及び適用年度等を改めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（佐藤 芳君） それでは、議案第49号柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

この条例は、企業立地促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、

いわゆる企業立地促進法に基づく宮城県地域産業活性化計画の基本計画が国の同意を受け、宮城ものづくり産業集積形成基本計画の指定区域として本町に事業計画した事業者、関係法令による支援措置を定め、固定資産税の課税すべき初年度分から第3年度分までを課税免除するというものでございます。

このことについて、平成29年7月31日、上位法の企業立地促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関連条項を整備するものでございます。

あわせて、平成29年7月31日、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が施行され、その適用年度が延長されたことに伴い、あわせて改正するものでございます。

議案書33ページになります。

改正条文についてご説明申し上げます。

まず冒頭、題名の改正になります。上位法「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の題名が「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」とされたことに伴いまして、本条例の題名を「柴田町地域経済牽引事業の促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例」とするもので、題名及び第1条の趣旨について文言の整備を図るものでございます。

次に、第2条免除の条文中、平成30年3月31日を平成31年3月31日に改め、同意日の期限を1年間延長するものでございます。

34ページをお開きください。

同条条文中の改正は、第1条と同様に上位法の改正による文言の整備となります。

附則になります。附則第1項施行期日です。この条例は、公布の日から施行するものです。

附則第2項では、経過措置を定め、附則第3項では柴田町企業立地促進条例の第14条適用除外についても、題名の変更に伴う文言の整備となります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） **質疑なしと認めます。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第49号柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第50号 柴田町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第8、議案第50号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第50号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、第7期介護保険事業計画の計画期間となる平成30年度から平成32年度までの3年間の介護保険料率を定めるほか、平成29年7月に施行された地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に伴い、第2号保険者の配偶者や世帯員等に対しても質問検査権が及ぶとされたことから、対応する条項について改正するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） それでは、議案第50号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例の詳細説明をさせていただきます。

議案書37ページをごらんください。

改正の内容は、町長が申し上げたとおり、介護保険法に基づき策定した第7期介護保険事業計画において、第1号被保険者の保険料を算定いたしましたので、段階ごとの保険料に関する条項を改正するものです。

また、食事、居住費の利用者軽減の判定のため、第1号被保険者本人や配偶者の預貯金の残高の確認が必要となっております。現行の条例では、第2号被保険者と第2号被保険者の配偶者または世帯の聞き取りができなかったことから、被保険者及び被保険者の配偶者などにも聞

き取りができるようにするための条文の改正となります。

最初に、議案第50号関係資料をごらんください。

この資料は、第6期介護保険事業計画の介護保険料の算定影響項目と、第7期介護保険事業計画介護保険料算定影響項目の比較表となります。

第7期介護保険料の影響項目を中心に説明させていただきます。

表の右側をごらんください。

前期の第7期介護保険料は、月額基準額で4,900円でした。最初に保険料の上昇要因について説明させていただきます。

(1) 高齢者の人口が、3カ年の累計で3万3,186人となります。

(2) 介護保険給付費の3年間の見込み額が87億8,281万2,603円となります。

①介護保険給付費の増加見込み額による影響額が364円、②介護報酬改定が0.54%の上昇となる、この影響が25円、③介護施設整備に伴う影響額が50円、消費税及び勤務10年以上の介護福祉士の月額平均給与8万円相当額の処遇改善影響額が52円となります。

それから、給付費負担割合の変更となります。(3) 給付費負担割合の変更です。

第1号被保険者負担分が22%から23%に変更になったことによる影響額が221円となります。以上が上昇要因で、合計712円の増加となります。算定上の介護保険料が5,612円となりました。

次に、保険料の軽減施策ですが、第6期介護保険事業計画期間において、介護予防事業の推進と強化に加え、介護度の重度化防止に取り組んだ結果、計画の数値より介護認定率が抑えられ、あわせて介護保険給付費の支出も抑えられる見込みとなりました。

このことから、介護保険給付費準備基金残高は、現在1億3,249万5,500円となっております。保険料の負担軽減として8,400万円を取り崩し、保険料に充当することによって、軽減額が212円となります。トータル第7期介護保険料月額基準額は5,400円となりました。

続いて資料の2ページをお開きください。

第7期計画期間の所得段階の対象者の保険料となります。

この表の左側の改正前は、第6期保険料の段階別となります。右側の改正後が第7期介護保険料の段階別の保険料と見込み人数となっております。

現在、介護保険料は所得の低い高齢者から現役並み所得の高齢者まで、9段階に分けて介護保険料の負担をお願いしております。基準額の介護保険料段階は、第5段階となります。

右側の改正後の段階別表をごらんください。

第1段階は、生活保護者と老齢福祉年金受給者並びに本人、世帯員が非課税となる年金受給者の被保険者で、基準額の50%で保険料が月額2,700円、年額で3万2,400円となります。

第2段階と第3段階は基準額の75%で、保険料が月額4,050円、年額で4万8,600円となります。

なお、第1段階の介護保険料軽減措置として、さらに5%軽減されておりますので、実質保険料は45%の2,430円、年額で2,900、160円となります。ただし、平成31年10月1日からの消費税率の改定により、低所得者の保険料の軽減がさらに進みまして、第1段階の軽減が45%となっている保険料が、第1段階で30%になる予定です。また、あわせて第2段階は50%、第3段階については70%となる見込みです。第4段階は、被保険者本人が非課税で同居の方が課税されている世帯で、保険料は基準額の90%、月額4,860円で年額で5万8,320円となります。第5段階は、基準額で月額5,400円、年額6万4,800円となります。第6段階から第9段階までは、本人が市町村民税課税で、主に厚生年金受給者となっており、基準額の1.2倍から1.7倍の介護保険料となります。第7段階から第9段階の合計所得の金額が、おのおの第7段階で120万円から200万円未満、第8段階では200万円以上300万円未満、第9段階では300万円以上に引き上げとなっております。

議案書37ページにお戻りください。

改正条項について説明いたします。

第2条第1項は保険料率の改正となります。改正前「平成27年度から平成29年度まで」とあるものを「平成30年度から平成32年度まで」に、第1号に掲げるもの2万9,400円を3万2,400円に、第2号に掲げるもの4万4,100円を4万8,600円に、同じく第3号を4万8,600円に、第4号を5万8,320円に、第5号を6万4,800円に、第6号を7万7,760円に、第7号を8万4,240円に、第8号を9万7,200円に、第9号を11万160円にします。

第2項では、第1項に掲げる介護保険料を、資料でも説明したとおり基準額の45%となるよう2万9,160円とするものです。

38ページになります。

第14条は「第1号被保険者」とあるものを「被保険者」と改め、被保険者及び配偶者などへの質問調査権の対象を拡大するものです。

附則です。施行期日になります。この条例は平成30年4月1日から施行する。

以上、詳細説明とさせていただきます。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の挙手を願います。13番広沢真君。

○13番（広沢 真君） 13番広沢真です。私は、議案第50号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例の、特に介護保険料の引き上げの部分について反対の立場を表明し討論に参加したいというふうに思います。

この際、質疑をせずに討論に臨んでいますが、一般質問でこの問題を取り上げておりますので、いきなり討論に臨むということにしましたが、ご容赦ください。

それで、今回の介護保険料の値上げについて、金額については、先ほどの福祉課長の詳細説明の中にもあったとおり、町の努力によって値上げの幅は低く抑えられていると私も思います。しかし残念ながら、この介護の事業計画が期を経るごとにじわじわと介護保険料が上がっている。これは見逃すことができません。

今回の介護保険料の値上げについて、例えば町の介護保険事業が誤った実践を行って値上げをせざるを得ないというふうに考えているわけでは当然ありません。特に、この介護保険の場合には、国と地方自治体が保険加入し介護のサービスを受ける人を支えるという社会保障制度でありながら、特に昨今の介護保険制度の改正については、軽度に判定された方が介護保険のサービスから外される、そういう誘導のもとに国の施策が動いている中で、残念ながら保険料だけが上がって、しかし介護サービスが受けられないという事態も起きかねない、そこを一番懸念しています。

保険があって、介護なしという事態にならないためにも、そしてまた、現状では、例えば高齢者の方の年金は引き続き支給額が下げられていく方向にあります。消費税の増税、収入は上がらずに支出だけふえる、そのような中、介護を受ける高齢者の方々の払う保険料が金額的に大きくなって上がるというのは、やはり負担になります。

そういった事態を、私の立場からは、やはり認めることはできない。その立場から、今回の介護保険条例の一部を改正する条例、特に介護保険料の引き上げの部分について反対の意見を表明し、討論に参加します。以上です。

○議長（高橋たい子君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。17番水戸義裕君。

○17番（水戸義裕君） 17番水戸義裕です。

ただいま議題となりました議案第50号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例について、

賛成の立場から討論いたします。

提案されました介護保険条例の一部を改正する条例については、平均寿命が伸びる中、介護サービスの質と持続可能性の確保のために、保険料の見直しを行うものであるというふうに理解しております。

高齢者とその家族にとって、介護保険制度はなくてはならない社会保険制度の一つです。本町においても、要介護認定者の増加に伴い、介護保険給付費は年々増加している状況にありますが、介護予防事業を推進してきたことから、第6期介護保険事業計画においては、推計された介護認定率や給付費は低くなるというふうな、資料にもありますが、そのようになります。

また、第7期介護保険事業計画において、保険料の算定においては、住民のニーズに対応した施策として、説明資料にもありますように、介護老人施設の増床を見込んでの算定をしているのではないかと思います。保険料の上昇を抑えるため、介護給付金準備基金から8,400万円を取り崩し、低所得者のために被保険者の負担軽減も図っております。確かに、広沢議員が言われたように、介護の判定に対しての不信感はあるものということは理解できますが、この仕組みはなくてはならないということです。

そのようなことから、基準額で500円の上昇となるものでありますが、ふえ続けていく高齢者とその家族を支援するためには、やむを得ないものと判定いたしますので、同僚議員の賛同をお願いいたします。

以上で討論いたします。

○議長（高橋たい子君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第50号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。2時40分から再開いたします。

午後2時23分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

次の日程に入る前に、議案第50号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例の補足説明中、議案関係資料の読み間違いがありましたので、訂正の説明を許します。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 大変申しわけございませんでした。

関係資料の1ページ、第7期の中における（2）総給付費等の合計（3年間累計）の欄、87億8,291万2,603円が正しいのですが、私、間違えまして87億8,281万2,603円と読み上げましたので、訂正をお願いいたします。

あわせまして、次ページの右側改正後、第1段階の保険料の年額、45%、基準額の0.45とあるところの金額、2,900,960円とわけのわからない桁を言ったようです。大変申しわけございませんでした。正しくは、2万9,160円でございます。訂正しておわび申し上げます。

日程第 9 議案第 5 1 号 柴田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

日程第 10 議案第 5 2 号 柴田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正
する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第9、議案第51号柴田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、日程第10、議案第52号柴田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、以上2件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第51号柴田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び議案第52号柴田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されることに伴うものです。

主な改正点は、共生型地域密着型サービスに関する基準及びサテライト型事業所の創設基準の新設等です。

また、介護サービス等の基準については、新たに創設される介護医療院及び共用型指定介護

予防認知症対応型通所介護の利用定員等を追加するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） それでは、議案第51号及び議案第52号の詳細説明をさせていただきます。

議案書39ページをお開きください。

最初に議案第51号では、地域密着型事業のサービス基準で要介護認定者のサービス基準の改正となります。また、議案第52号では、地域密着型介護予防サービス基準で要支援認定者のサービス基準の改正となることから、議案第51号、議案第52号の改正内容を一括で関係資料にて説明させていただきます。

資料のほうを見ていただきたいと思います。

まず、1の条例改正の経緯につきましては、団塊の世代が後期高齢となる平成37年、2025年問題に対応するよう、第7期介護保険事業計画の策定では、地域包括ケアシステムの進化推進を主要な課題として、その構築と推進を図ることとしております。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されることから、本町の指定地域密着型介護（介護予防）サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正するものです。

2番、地域密着型（介護予防）事業者についてでございます。

町内の地域密着型の事業所は、地域密着型通所介護事業所が2業者、小規模多機能型居宅介護事業者が2事業者、それから認知症対応型居宅介護、いわゆるグループホームでございますが、それが6事業所となっております。

地域密着型の事業所は、町内の被保険者を利用対象としていることから、法人が町に指定登録申請をすることになります。ただし看護小規模多機能型居宅介護については、診療所を開設する者も指定申請が可能となっております。

3番目の根拠法令でございます。これについては、介護保険法第78条の4第1項から第3項の基準に基づき、地域密着型サービス事業所の指定に係る基準を厚生労働省令で定める指定基準を参酌して、町の地域密着型サービスの指定基準の改正を行うものです。

資料の2ページになります。

主な改正点の概要については、大きな改正点は、町長が申し上げたように3つございます。

1つ目は、町が指定する共生型地域密着型サービスの新設となります。共生型サービスは、これまで障害福祉サービスは障がい者だけを対象として福祉サービスを実施しておりましたが、新たに共生型の指定申請を行うことにより、障害福祉サービス事業所が介護保険給付の支給対象事業所となることができるというものでございます。反対に、介護保険事業所が障害福祉サービスを実施する場合には、共生型の指定を受けることにより、障害福祉サービスのサービス給付が受けられることとなります。なお、本町におきましては全国の先進事業といたしまして、船岡、槻木に障がい者と高齢者が共同生活を実施している共生型のグループホームが運営されております。これらの事業所は、現在おのおの障害福祉サービス事業所基準、それから介護サービス事業基準に準じて指定がなされて運営されておりますが、共生型サービスの基準により設備や人員配置などが緩和された基準で指定が可能となります。

2つ目は、看護小規模多機能型居宅介護のサテライト型の事業所の創設となります。

これまで、サテライト型は小規模多機能居宅介護事業所や大規模通所介護事業所の運営の効率化を図るための観点からサテライト運営が出ておりました。そのサテライト運営の対象に、看護小規模多機能型居宅介護を加えるものになります。サテライト型とは、本店、支店の関係とだけいただければと思います。本体事業所とサテライトが20分以内の近距離にあり、一定的なサービスの提供を可能にするものです。サテライト型の事業所は、人員配置基準が緩和され効率的な運営が可能となります。

資料の3ページをごらんください。

3つ目は、介護サービス提供する上で身体拘束の適正化が実施されます。身体拘束の実施に当たっては、拘束の方法や家族の了解、拘束後の定期的な観察記録の実施、拘束実施者と地域包括支援センターなど部外者との調整協議が必要でしたが、新たに介護サービスの安全・安心を確保する観点から、事業所において身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3カ月に1回以上開催すること。事業所において、身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。事業所において、介護職員等に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施するなどの義務がなされたもので、それについて措置について追加するものでございます。

主な改正点の3項目のほか、平成30年から、みとり・ターミナル機能を兼ねた生活施設の介護医療院が創設されます。これまでの介護療養病床については、廃止がさらに6年延長され、平成35年までとなりました。また、現在運営されている介護療養病床については、介護医療院への転換が可能な施設となります。

改正内容について、議案書に基づき説明いたします。

議案書の39ページをお開きください。

改正条項の主な内容について説明いたします。

目次に新しいサービスとなる共生型地域密着型サービスに関する基準を第5節として定め
ます。

第4条は、指定申請のできる者を定めており、申請者は法人といたしますが、暴力団員等を
排除することと、看護小規模多機能型居宅介護についてのみ申請できる者を、病床を有する診
療所を開設している者としてします。

以上が共通事項となります。

議案書の40ページをごらんください。

第7条は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業のオペレーターの資格基準で、サービス
提供責任者の業務に、これまで3年以上の経験が必要であったものを1年以上従事した者を充
てることができると定めます。

以下、第48条の第2項夜間対応型訪問介護について同様の改正となります。

なお、7条以降に、改正条文中に新しい介護施設として介護医療院が各所に追加されてお
りますが、介護医療院の指定は県となります。本条例にあっては、主に当該管理者としての経験
施設の対象とすることや、連携支援体制を整える施設としての対象となったことから、各項目
で追加するものでございます。

議案書42ページになります。

第40条第1項は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の看護医療連携協議会の開催期
間を、3カ月に1回とあるものを6カ月に1回の開催に緩和するものです。

第4項については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者のサービス対象地域をマンシ
ョン等の1棟の建物のみを対象とすることがないように、これまで事業者に対して努力を求
めてまいりましたが、特段正当な理由がある場合を除き、建物以外にもサービス地域の対象と
するものを義務づけるものです。

43ページになります。

60条の20の2からが、新しい地域密着型サービスの共生型地域密着型サービスの従業者数の
基準となります。その他の基準については、45ページの60条の20の3において準用する第10条
から第60条の19の各条項を適用いたします。

46ページの60条の25は、難病やがん患者、がん末期等の重度介護者のための地域密着型指定
療養通所介護の改正で、これまでの利用定員が9名から18名と拡大するものです。

48ページになります。48ページの第66条認知症対応型共同生活介護の事業所で、共用型の指定認知対応型通所介護事業所の利用定員については、共用型を1日当たり3人以下とすることに加え、ユニット型の事業所の共用型については、ユニット全ての合計人数で1日当たり12名以下とするものです。

続いて53ページ、118条第7項、55ページの139条第6項、57ページの第159条第6項及び58ページの第185条については、先ほど資料で説明いたしました身体拘束について、新たな基準の条項を定めております。

59ページの194条第1項から64ページの202条は、資料で説明した看護小規模多機能型居宅介護のサテライト型の運営に関する基準となります。

次に、附則の改正でございます。66ページをお開きください。

附則の第10条から68ページの第16条は、平成36年3月31日までに病院や診療所からの介護医療院への転換に係る基準を定めております。

附則になります。この条例については、平成30年4月1日から施行いたします。

続いて介護予防関係の改正となります。

議案第52号柴田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書の69ページになります。

条例の改正の経緯、地域密着型介護予防事業者、根拠となる法令については、先ほど説明いたしました地域密着型介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例と同じになります。

内容について説明いたします。改正内容でございます。議案書の70ページをお開きください。

第10条は、共用型介護予防認知症対応型通所介護の介護予防認定者の利用定員を、おのこの施設で1日3人以下とするものです。また、ユニット型にあつては、合計人数を1日当たり12人以下とするものでございます。

73ページになります。

79条は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業における身体拘束等の適正化を定めております。

附則となります。この条例の施行は平成30年4月1日と定めています。

以上で詳細説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。質疑は一括といたします。質疑に当たって

は、議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。13番広沢真君。

○13番（広沢 真君） 1点だけ伺いたいんですが、条例の中に出てくる共生型地域密着型サービス、これまで介護保険サービスをやっていた事業所と障害福祉サービスを行っていた事業所と別物だったのを、両方ともサービスが提供できるようにするという事なんですが、その際の考え方として、高齢の障害福祉サービスを受けている方の、例えば65歳になって、さあこれから介護という場合の、いわゆる前にもこのやりとりを福祉課長とした記憶があるんですが、介護保険優先原則というのがあります。その際に、今回の場合、サービスの提供において、例えばそれまで通所していた、あるいは障害福祉サービスを受けていた事業所が、必要十分なサービスを提供できるかどうかということについて、見通しはどうかということ。

それから、当然、障害福祉サービスと、それから介護保険のサービスでは保険料の、納めている納めていないの違いがありますので、その部分で、保険料負担とそれから利用料負担が変わってくる、その問題についての見通し、今、どういうふうに考えているかというのを伺いたいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） まず、サービスでございます。

障害福祉サービスから、65歳になって介護保険サービスに行く。法律で定められているように、介護保険優先ということは議員のおっしゃるとおりでございます。これについては、同じ、特に改正はありませんので、65歳になったら、障がい者の方は一応基本的には介護保険サービスを優先に利用していただくという形になります。

ただし、介護保険サービスにない障害福祉サービスがありますので、それについては、引き続き障害福祉サービスを利用することができるという形になっています。これまで柴田町のほうで移行している方、障がい者の方については、先ほど言った利用者負担、保険料の負担という問題もありますが、利用者負担があっても、大体のところはスムーズに介護保険の移行が済んでいるというふうなことで、この法制度は理解されているというふうには考えます。

ただ、負担がふえますので、それについては保険料の負担であれ、利用者の負担であれ、負担増になっていることは間違いございません。

改めてそれが多くなるのかといいますと、やはり障害福祉サービスを受けていた方については、所得がもともとない方が多うございますので、それについては、今まで利用者負担がない方が多くあったかと思えます。それについて改めて利用者負担がふえるということでは、負担の額の増があるということになっているのが実態でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。51号、52号に関係しますが、事業所とすれば共生型に移行するほうが、いろいろな面でプラスになるということなんでしょうか。事業所側から見てどうなんでしょう。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 介護保険サービスと障害福祉サービスと単純に言葉だけであれば、それはいいことだと思いますが、実際にサービスを提供する事業所としては、障害サービスと高齢サービスは違うものです。ですから、指定というものがかなり違うので、同じヘルパーであっても気をつけるところが大きく違うということがあるんです。そのためには、やはり高齢者の介護サービス事業所であれば、障害福祉サービスのやはり研修とかを受けてもらったほうがいいかと思います。また、障害福祉サービスを専門にやっている事業所であれば、高齢者のほうもありますので、そうすると知的障害と認知症は違うものだということを明らかにわからなければいけないということがありますので、事業所からいけば、人口が減少していく中であって、サービスを提供する人がいなくなるわけですね。でも、高齢者はふえていってサービスを受けたい人は多くなっているということもありますので、事業所としてはいい形にはなるんですが、実際には、先ほど言ったように高齢者と障がい者ではサービス内容について違いが多くありますので、それに移行するまでには、それなりの教育期間と移行期間が必要だと考えています。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第51号柴田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第52号柴田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営

に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 53 号 柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第11、議案第53号柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第53号柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

現在、柴田町の消防団員は、定員350人に対し300人程度であり、団員不足が課題となっております。今回の条例改正は、定年を迎えた消防団員を再任用消防団員として任用し、地域防災力のさらなる向上と団員不足の解消を図るものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。危機管理監。

○危機管理監（大川原真一君） それでは、議案第53号柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

ただいま提案理由の説明で町長が申し上げましたとおり、各年度末に70歳で定年退職する消防団員を再任用消防団員として任用し、地域防災力のさらなる向上を図ることが改正の大きな理由です。

今回の条例改正に当たりまして、昨年12月に定年退職を迎える消防団員の方から、消防団員として継続して地域のために貢献したいという強い意思で相談を受けました。町としても、本人の熱い気持ちを無駄にしたくなかったため、再任用消防団員制度を導入し、今回条例を改正することになりました。

なお、今年度定年を迎える団員は3人おります。来年度も3人となります。合わせて6人なのですが、2カ年で6人となりますが、再任用団員として活動したいという意思を確認してお

ります。なお、所属する分団や班でも大変歓迎しているということを伺っております。

またあわせて、将来、町外から通学する学生も消防団員となることができるようにするために改正するものです。

なお、今回の改正で触れていない部分、例えば報酬とか費用弁償、公務災害補償などについては、再任用消防団員についても適用されます。

それでは、条文について説明いたします。

議案書75ページをお開きください。

第2条に第2項を追加し、消防団員の種別を基本消防団員と再任用消防団員とします。

第1号の基本消防団員については、第2号の再任用消防団員以外の団員を規定しています。

第2号の再任用消防団員については、これまで消防団員として活動した経歴があり、3月31日現在で年齢70歳以上の者を規定しています。例えば、現在消防団員として活動している方が、平成30年3月31日現在で年齢70歳に達すると、条例第9条の規定により定年退職することになります。翌日の4月1日からは再任用消防団員として活動できるようになります。

第3条は、消防団員の任命要件について規定しています。

第1号では、現在柴田町に居住しているか、柴田町の事業所等に勤務していることが該当要件となっていますが、ここに通学する者を追加し、町外から柴田町の学校に通学している学生も消防団員となることができるようにするために改正するものです。なお、柴田町から町外の学校に通学している学生は、柴田町に居住していますので、現在でも消防団員とすることができます。

第5条第2項は、消防団員としての身分を失うことを規定しています。

第2号の「当該消防団の区域外に転出し、または転勤したとき」を「第3条第1号に該当しなくなったとき」に改正します。

第3条第1号は、消防団員の任命要件である柴田町に居住していること、勤務していること、通学していることという要件について規定しておりますので、これらの要件に該当しなくなったときには、消防団員としての身分を失うこととなります。

76ページをお開きください。

第9条は、定年退職について規定しています。70歳の定年退職については、基本消防団員だけに該当させるため、第1項、第2項とも「団員」を「基本消防団員」と改正するものです。

第18条については、新たに委任事項を追加するものです。

附則ですが、この条例は平成30年4月1日から施行します。

次に、議案第53号関係資料をごらんください。

柴田町再任用消防団員規則について説明します。

1 ページ目となります。

第1条は、この規則を定める目的について規定しています。

第2条は、再任用消防団員になるための届出等について規定しています。

第3条は、再任用消防団員の任期について規定しています。

第4条は、階級について規定しています。再任用消防団員は、団員の階級であることから、班長などの役付の階級にはなりません。

第5条は、任務について規定しています。災害現場への小型消防ポンプ並びに消防資機材等の搬送及び設置など、第1号から第6号までの任務となります。ただし、団長の命により要請があった場合には、これ以外の任務も行うこととなります。

続いて2ページ目をごらんください。

第6条は、処遇等について規定しています。

第7条は、委任事項について規定しています。

附則です。この規則は改正条例の施行日と同日の平成30年4月1日から施行します。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。15番舟山彰君。**

○15番（舟山 彰君） 関係資料の規則のほうなんですけど、3条の任期で再任用団員の任期は、条例第3条の規定による任命日の属する年度の末日までとするというのと、実際1年以内というように理解できるんですが、先ほど、ことし3人、来年また3人とかというのと、ある程度、本来70歳で定年を迎える団員が、それなりの人数いくとすると、私が考えているのは、1年以内ではなくて再任を2年間とかというふうにはできないのかなと。体力的に無理で1年以内ならいいけれどもということ、ちょっとそこを、これまでの減るペースを考えると、1年以内じゃなくて2年ぐらいの再任用というのはどうかなというのが1点目です。

それから、もう1点は、第5条の（1）から（6）の、実際消防団員をやっている方はわかるかもわかりませんが、これ、70歳までの団員と任務的には変わらないんですか。ある程度少しは後方支援に回るみたいな、再任用になって、ということはないのかどうか、その2点です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（大川原真一君） 初めに、規則のほうの第3条の任期でございますが、ここも分団長会議とか班長とも話をしまして、1年がいいだろうということになりました。これは、1

年で終わりではなくて、毎年といいますか、繰り返しになります。だから、その人の体調とか、班のほうの要請とかありまして、例えば2年とか3年と、1年ごとにつなげていくということになります。ですから、そういうことですね。1年だけではないですということです。

それから、第5条の任務でございますけれども、基本的には、今現在の消防団員の方がやっていることをそのままやっていただくということが原則となります。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） あと、任務に当たって何か、万が一の場合の補償というのは、現役の方と変わらないというのは、先ほどお聞きしまして間違いはないか、もう一度だけ。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（大川原真一君） 今回の改正に当たりまして、その部分はいじっておらず、これまでどおり報酬とか災害補償、こういったものも全部対象となります。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。

○15番（舟山 彰君） 今のことは、この規則とかには書いてない、再任用、消防団規則には書いてないわけで、どこに、文面的に、今の内容が、補償されるということが書かれるというんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（大川原真一君） 現在の条例があるんですけれども、第16条、ここに公務災害補償ということがあります。なので、再任用消防団員も、この第16条の規定を適用されますので、それで読むことができます。以上です。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。17番水戸義裕君。

○17番（水戸義裕君） 聞いていると、現場のほうから、もっとやってもいいよというふうな状況にあったように、今聞いたんですが、それで、女性消防団員というのはどういう状況にあるのか。呼びかけているのかどうか。

それから、企業内消防団ということで、火事になったときには企業内の消防団から優先的にと、以前、私一般質問したことがあるんですが、そちらのほうはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（大川原真一君） 女性消防団員に関しましては、出前講座とか防災訓練とかあるときに、逐次やっけていまして、女性の団員を募集していますということをお話ししております

が、まだ実際、申し込んだ方はおらず、何年か前ですか、1人だけ話があったんですけども、結局入らなかったということがありました。

あと企業の消防団員についても、工場で連絡協議会とかに話をして、声かけをして、募集をしているというようなところなんですけれども、まだちょっとそこまでは至っていないということが現状でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑どうぞ。

○17番（水戸義裕君） わかりました。町内は当然、婦人防火クラブがあるわけなんですけれども、その中で、やはり若い年齢で防火クラブに入っている方もいるんですよね、実際の話。そういう意味では、そういうことである程度の訓練というか、その状況は理解されていると思いますので、仮に声をかけるとすれば、婦人防火クラブの方から、こういうことでなりませんかというような呼びかけをするということ、現場から言われるより先に、町のほうから先に声をかけていただいて、それで現実的になるかどうかというのをやっていただければ、70過ぎて1年ごとに71、72という、もう75になってまだやっているというのも、それはそれで結構なんですけど、やはりそういうふうな能動的な働きかけを町のほうからしていったほうがいいのではないかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（大川原真一君） 当然、若い女性の方も入ってもらえばありがたいと思いますので、機会あるごとに声かけをしまして、募集をしていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第53号柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時18分 散 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年3月8日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 11番 安 部 俊 三

署名議員 12番 森 淑 子

